

秀長さんプロジェクト推進協議会 物産品販売所設営・管理運営委託業務 仕様書

1 業務名

秀長さんプロジェクト推進協議会 物産品販売所設営・管理運営委託業務

2 業務の目的

郡山城主であった豊臣秀長がクローズアップされるなか、さらに地域を盛り上げるため、秀長さんプロジェクトがやまと郡山城ホール等の周遊拠点における物産品販売に関する運営・管理等を実施することで、大和郡山市及び奈良県の特産品などのPR、魅力発信や来訪者の満足度向上により、観光振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 履行場所

DMG MORI やまと郡山城ホール（奈良県大和郡山市北郡山町211-3）

5 展示拠点（大河ドラマ館）基本情報

開催期間（予定） 令和8年3月2日（月）～令和9年1月22日（金）

開催時間（予定） 午前10時～午後5時（最終入場 午後4時30分）

休館日 なし（年末年始（12月28日～翌1月4日）を除く）

場所 DMG MORI やまと郡山城ホール・展示室（約180㎡）

目標入場者数 10万人

入場料（予定） 大人 400～600円（大河ドラマ館以外の施設は無料）

※この基本情報はあくまで予定であり、大和郡山市及び秀長さんプロジェクト推進協議会（以下「委託者」という。）の都合及び社会情勢により変更する場合がある。

※やまと郡山城ホールの休館日は、「やまと郡山城ホール条例（平成12年10月2日・大和郡山条例第25号）」の規定のとおりとし、大河ドラマ館及び物産品販売所のみの部分開放となる。

なお、施設の点検整備等による全館臨時休館日が設定される場合があります。

6 DMG MORI やまと郡山城ホールの基本情報

- ホール概要
- ・DMG MORI やまと郡山城ホール（以下「城ホール」という。）は、文化会館、図書館と武道場を併設する複合施設である。
 - ・一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社が、大和郡山市の指定を受けて城ホールの管理運営（図書館は施設管理のみ）を行っている。

利用状況（文化会館）

令和4年度 利用者数) 124,055人 稼働率) 52%

令和5年度 利用者数) 147,211人 稼働率) 67%

令和6年度 利用者数) 151,112人 稼働率) 60%

駐車場 駐車可能台数) 170台

料金体系) 2時間まで無料、2時間以上1日・500円

年間駐車台数) 4年度 28,140台 令和5年度 30,774台

6年度 29,546台 ※有料のみ

7 物産品販売所の情報

○ 対象施設の面積

- ・販売スペース 約 86.60 m²
 - ・バックヤード 約 12.80 m² (スタジオA)
- ※城ホール特設販売所の平面図イメージについては、別紙①参照

○販売スペース

- ・照明設備は、自然光が十分に生かされた構造がホールの特色となっていることから、間接照明が多く取り入れられているため、販売所内やディスプレイ用の間接照明等を使用する場合、電源を引き込むための工事が必要である。
- ・100V 電源の 3 口コンセントが 2 か所ある。
- ・給排水設備は周辺にはなく、建物構造上、設置は困難である。
- ・電話やインターネットなどの通信回線を使用する場合、引込むための工事が必要である。
- ・電源設備及び通信設備のための工事に係る経費については、委託費の範囲内とする。

○バックヤード

- ・普段は練習スタジオとして使用しているため、密閉性が高い。
- ・冷凍（蔵）庫を設置する場合は、施設管理者との協議が必要である。
- ・通信環境については、販売スペースと同様。
- ・鍵については、期間中、貸し切りとなる。ただし、破損、紛失などをした場合は、受託者の負担とする。

8 業務内容等

(1) 物産品販売に関する計画の策定

- ア 販売所における物産品販売を円滑に行い、大和郡山市及び奈良県の名産品などのPR、魅力発信や来訪者の満足度向上に資する事業展開をするための事業運営計画（以下、「本計画」という。）を策定し、提出すること。
- イ 来訪者が購入しやすく、運営が効果的に行えるよう設営計画（物販に必要な設備や間仕切り、バックヤードを含めたレイアウト・ブースイメージ等）を作成し、本計画に盛り込むこと。
- ウ 城ホールについては、複合施設であるため、本計画の策定においては、それら他の施設の利用者に配慮した計画であること。
- エ 本計画の提出期限については、委託者と協議の上、定めるものとする。

(2) 物販エリアの設営・管理運営

ア 設営

- ・売場等の内装等に係る工事費等は、委託費の範囲内において施工すること。
- ・話題性、拡散性等を確保しつつ、購買につながる工夫を取り入れ、本市の魅力を空間と商品で複合的に発信できる屋内装飾を施すこと。また、秀長さんプロジェクト関連事業との統一感を持たせるため、他の関連事業者と事前に協議を行い、施工すること。
- ・大河ドラマに関する画像等を使用する場合には、事前に委託者と協議を行い、権利者の許諾を得ること。
- ・商品の陳列方法や来場者の動線を考慮したレイアウトとすること。
- ・本業務に必要な、標準的な什器等の備品（カウンター、陳列棚、陳列台等）は、委託費の範囲内において受託者が調達する。なお、調達方法については、購入、リースを問わない。
- ・本業務に必要な標準的な什器等については、別紙②のとおりとする。ただし、それ以上の什器等（追加やグレードアップを含む）が必要な場合は、受託者の負担とする。

イ 体制

- ・業務全体を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を配置し、統括責任者は、委託者との連絡調整に努めること。また、本業務の遂行中は、緊急時等の場合も含めた、諸事情に即応可能な体制を維持すること。
- ・スタッフの配置体制や勤務体制及び労働条件、災害対応・避難誘導等を記した運営マニュアルの作成、スタッフへの周知及び記載内容の順守を徹底すること。
- ・本計画に基づき、スタッフの適切な配置をすること。
- ・運営マニュアル等を用いたスタッフへの教育及び適宜指導を実施すること。
- ・スタッフの研修を定期的に行い、円滑な運営ができるようにすること。
- ・スタッフの体調の確認、感染症（新型コロナウイルス等）対策を徹底すること。
- ・クレームや要望等への対応方法を定め、誠意をもって対応すること。

ウ 運営・管理

- ・「5 展示拠点（大河ドラマ館）基本情報」に合わせて、令和8年3月2日（月）～令和9年1月22日（金）の午前10時～午後5時は、年末年始（12月28日～翌1月4日）を除き、営業すること。なお、やむを得ない理由により営業時間の短縮や休業日を設ける場合には、事前に委託者の承諾を得、情報の周知を図ること。
- ・大和郡山市や委託者の都合、社会情勢、その他の事情により営業期間、営業時間等に変更が生じた場合、柔軟に対応すること。
- ・イベント等の開催により営業時間を延長する場合についても、柔軟に対応するものとする。
- ・受託者の都合により、延長、又は短縮など、営業時間を変更する場合は、事前に委託者の承諾を得ること。
- ・現金及び売上金は、適正な管理を行うこと。
- ・食品衛生や商品管理については、関連法令を遵守し、万全の対策を講じること。
- ・販売所の営業に伴い関係法令上、必要となる諸官庁等への申請、届出等については、全て受託者の責任において行うこと。また酒類の販売も想定されることから、必要な資格を取得すること。
- ・物産品販売に関する管理運営にあたり必要な各種保険及びスタッフを対象とした必要な保険に加入すること。保険に加入したときは、委託者に保険証の写しを提出すること。
- ・販売スペースは、城ホールのエントランスホールの一部を使用するため、商品等の盗難防止等には十分配慮し、必要な対策を講じること。なお、防犯ネットなどの必要最低限の防犯対策に必要な購入費は委託費の範囲内とし、それ以上の対策を講じる場合は、受託者が負担すること。
- ・販売所及びバックヤード内は、都度、清掃を行い、常に整理整頓し清潔さを保つこと。
- ・清掃に必要な備品及び消耗品、感染対策に必要な備品や消耗品は、委託費の範囲内とする。ただし、バックヤード（スタッフの休憩スペースを含む）は、受託者の負担とする。
- ・販売所及びバックヤード内で発生する廃棄物等は、「ごみの減量化・資源化」に留意し、自らが適正に分別、保管、収集、運搬、処分（再生等を含む）等を行うこと。なお、廃棄物等の保管に関しては、委託者と協議の上、保管場所を定めること。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年・法律第137号）の定めにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により処理すること。
- ・本業務終了後、委託者が指定した期間内に原状回復を行うこと。なお、原状回復が完了した後は、委託者の確認を受け、修繕等の指示があった場合は、受託者の費用により行うこと。

- ・物産品販売所の設営・管理運営及び原状回復に要する経費、維持管理費、修繕費、廃棄物処理費など業務に係る一切の経費は委託費の範囲内とし、委託費の範囲を超える業務を行う場合は、委託者と協議のうえ、受託者がその費用を負担すること。

(3) 商品の仕入れ及び販売・管理

ア 仕入れ

- ・来訪者のニーズに合った商品の種類別割合構成を考え、特色ある商品等を取り扱うこと。
- ・大河ドラマ「豊臣兄弟！」等のロゴ及び意匠等を掲載した商品を取り扱う場合は、それぞれの使用の許可を得ていること。
- ・仕入れ商品については、安全性等が信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、受託者はすべての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については、適温管理により鮮度及び品質の保持に努め、消費期消等を遵守すること。

イ 販売・管理

- ・購入者の利便性を考慮し、商品の配送を行うこと。また、現金、クレジットカード、電子マネー、バーコード決済等の導入を検討し、委託者と協議のうえ、実施すること。
- ・商品の搬入、搬出は、城ホール事務室や他の施設と調整の上、実施すること。
- ・商品の搬入、搬出の際は、指定された駐車スペースに駐車し、指定された時間に搬入、搬出を行うこと。なお、搬入、搬出のための待機スペースは、設けていない。
- ・来場者等の安全に十分配慮した対策を講じるとともに、搬入業者への徹底を行うこと。
- ・城ホール特設販売所のスタッフ休憩スペースについては、スタジオAの使用を予定しており、バックヤードとしても使用するため、在庫商品などの管理方法を検討すること。

ウ 市内及び県内の事業者商品について

- ・大和郡山市及び本業務の委託者である秀長さんプロジェクト推進協議会では、「2 業務の目的」で記したとおり、大河ドラマの放送を契機に観光振興及び地域の活性化を図ることを目的とした関連事業を展開する予定である。本業務においては、大和郡山市及び奈良県の特産品などの魅力を発信するため、積極的に商品のPRが必要であると考えている。
- ・販売所のオープン時に扱う大和郡山市や奈良県、豊臣秀長に関連する商品については、次のように公募を行い、個別に商談のうえ、決定する。
 - 公募の告示は、委託者である秀長さんプロジェクト推進協議会が行う。
 - 募集要項は、受託者の決定後、双方が協議を行い、募集時期や募集期間、その他募集に必要な内容を決定する。
 - 応募は、エントリーシートの提出により、商談候補商品として登録する。
 - 商談候補商品については、受託者と仕入れ商談が行い、販売の可否を決定する。
- ・商品の買取、委託販売等の取引条件は商談で決定するものとする。
- ・出品までに時間を要する場合や売り場面積の制約など、十分に考慮し、商品の決定を行う。
- ・仕入れ商品が決定したとき、あるいはその他商品の決定に必要な事項が生じた場合、委託者にその旨を申し出、協議を行う。

(4) 広報宣伝

- ア 販売所への来店誘致に結びつけるため、ポスターやチラシなど、効果的な販促物を作成し、販売促進に活用すること。
- イ 大河ドラマ館に併設となることから、誘客宣伝に係る施策は、秀長さんプロジェクト関連事業と連携を図る内容で実施すること。

(5) 報告事項・連絡会議等

- ア 収支を含む販売実績報告書（任意様式）を作成し、月毎の実績を翌月の10日までに委託者に報告すること。なお、委託者が別の報告書の作成を求めた場合は、これに応じるものとする。
- イ 大河ドラマ関連の情報を共有するため、委託者が主催する連絡会議には、必ず参加し、意見を求められた場合には、これに応える。

9 収支について

- (1) 本業務に係る収支の考え方について、次のとおりである。
 - ・収入は、売上高から売上原価を差し引いた分を売上利益（粗利）とする。
 - ・支出は、委託費をいう。ただし、受託者が自ら持ち出した費用は除く。
- (2) 毎月の収入を販売実績報告書に明記し、月毎の10日までに委託者に報告すること。
- (3) 受託者は前項に基づき算出した収入分を、3月分の収入については4月末日まで、4月分から8月分までの収入については9月末日まで、それ以降の収入については2月末日までに委託者に納入すること。
- (4) 収入の総額が、委託費の額を超えた場合に限り、超えた額を双方で折半し、それぞれの収入とする。
- (5) 前項の場合、支払方法や支払期日等については、双方、協議して定める。

10 特記事項

- (1) リスク分担については、別紙リスク分担表のとおりとする。
- (2) 城ホール特設販売所については、業務委託契約書締結後、引き渡すことができるが、販売業務開始時期は委託者と協議すること。
- (3) スタッフの雇用にあたっては、地元雇用に努めること。
- (4) 業務遂行にあたっては、進捗状況等について適宜、連絡・報告すること。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者に承諾を得た場合は、この限りでない。
- (6) やむを得ない事情等により、本業務の遂行に支障が生じた場合は、発生した費用などに関し、委託者と受託者で協議を行うこと。
- (7) 契約の履行にあたり、個人情報保護関連法令を遵守すること。
- (8) 現在、当所にある受付カウンター及び展示ブロックについては、次のとおりとする。
 - ・受付カウンターについては、委託者が撤去し、床面の養生を行う。
 - ・受付カウンターに設置の電源設備及び通信設備等については、委託者が別途、設ける。
- (9) 大和郡山市及び秀長さんプロジェクト推進協議会等が実施する秀長関連事業については、その趣旨を踏まえ、積極的に参加、協力すること。なお、実施内容については、事業実施団体と協議のうえ、決定する。

(別紙) リスク分担表

種類	内容	負担者	
		委託者	受託者
事業内容の変更	委託者側の理由による事業内容の変更に伴う経費の増加	○	
	受託者の提案に基づく開館期間中の業務内容に伴う経費の増額		○
債務不履行	受託者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		○
	受託者が提供するサービスの品質・利用しやすさのレベルが著しく低下した場合		○
	委託者の債務不履行によるもの	○	
不可抗力による費用負担	自然災害（地震・台風等）に起因する費用負担	協議事項	
	その他不可抗力に伴う事業の中止等		
開始日の遅延	委託者側の事由に起因する販売開始日の遅延	○	
	上記以外の事由に起因する販売開始日の遅延		○
施設の損壊等による修繕、事業中断	受託者の管理上の瑕疵による施設・設備の損傷に伴う修繕費用等		○
	上記以外のもの	○	
第三者への賠償	受託者の故意または過失に起因する損害		○
	上記以外のもの	協議事項	
利用者の対応	受託者として対処可能な利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブル		○
情報流出	受託者の管理の不備によるもの		○
	委託者の事由によるもの	○	